

岐阜市の「珈琲・喫茶店」文化を活かした地域振興活動を行う団体等の登録要領

平成24年3月28日決裁

平成25年3月29日改正

令和6年2月13日改正

(趣旨)

第1条 岐阜市の地域資源である「珈琲・喫茶店」文化をテーマにまちづくりなど、地域振興活動を行う団体等（以下「地域振興活動団体等」という。）を登録し、情報発信や活動の場を提供することにより、岐阜市の「珈琲・喫茶店」文化を広く発信し、観光誘客や販路拡大を図り、観光振興及び産業振興を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域振興活動団体等 「珈琲・喫茶店」文化をテーマに地域振興活動を行う団体、グループ等であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア 岐阜市内に活動拠点を置き、会員に岐阜市内在住者、在勤者、在学者がいること。

イ 会則、規約等、運営に係る規程、又はそれに代わる当該団体の趣旨、活動内容を記載した文書を整備していること。

ウ 政治、宗教、選挙活動を行わないこと。

エ 暴力団又は暴力団員等の統制下でないこと。

オ 会員に暴力団員及び暴力団員等がないこと。

(2) 岐阜珈琲岐阜市内の喫茶店等において提供される珈琲をいう。

(3) 岐阜モーニング岐阜市内の喫茶店等において提供されるモーニングサービスをいう。

(登録申込み)

第3条 登録を希望する地域振興活動団体等は、様式第1号により、市長に登録の申込みをしなければならない。

(登録事項)

第4条 市長は、前条の申込みがあった場合は、地域振興活動団体等について、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)名称

(2)代表者氏名

(3)事務所の所在地、連絡先に関する事項

(4)目的、活動内容に関する事項

(5)その他市長が必要と認める事項

(登録の変更)

第5条 前条の規定により登録された地域振興活動団体等（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1)第2条に規定する地域振興活動団体等に該当しなくなったとき。
- (2)虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったとき。
- (3)登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (4)その他市長が登録に不適當であると判断したとき。

(登録の期間)

第7条 登録の期間は1年間とし、以後、継続的な登録を希望する登録団体については、更新手続きを行う。

(活動報告)

第8条 登録団体は、毎年度末までに、当該年度の活動報告を様式第2号により行わなければならない。

(活動団体等への支援等)

第9条 市長は、登録団体に対し、その活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって当該登録団体の活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1)登録団体に関する情報を市のホームページ等に掲載、公開し、情報発信を行う。
- (2)登録団体の申出があった場合、活動のPRを行う場の提供や、その団体の主催する行事等の情報発信を行う。
- (3)市等が開催する講座やセミナー等、各種情報の配信を行う。
- (4)市民や公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。

(登録団体間の相互協力)

第10条 登録団体は、登録団体間の交流の促進及び活動についての相互協力を努めるものとする。

(庶務)

第11条 地域振興活動団体等の登録に関する事務は、経済部商工課において処理する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。